

規則第四条第四号に規定する分別基準適合物

規則別表第二の四の項の下欄のイに掲げる業種 一〇〇分の八〇

規則別表第二の四の項の下欄のロに掲げる業種 一〇〇分の一〇〇

規則別表第二の四の項の下欄のハに掲げる業種 一〇〇分の一〇〇

規則別表第二の四の項の下欄のニに掲げる業種 一〇〇分の九〇

規則別表第二の四の項の下欄のホに掲げる業種 一〇〇分の八五

規則別表第二の四の項の下欄のヘに掲げる業種 一〇〇分の九〇

規則別表第二の四の項の下欄のチに掲げる業種 一〇〇分の三五

規則別表第二の五の項の下欄のイに掲げる業種 一〇〇分の九〇

規則別表第二の五の項の下欄のロに掲げる業種 一〇〇分の一〇〇

規則別表第二の五の項の下欄のハに掲げる業種 一〇〇分の一〇〇

規則別表第二の六の項の下欄のイに掲げる業種 一〇〇分の八五

規則別表第二の六の項の下欄のロに掲げる業種 一〇〇分の八〇

規則別表第二の六の項の下欄のハに掲げる業種 一〇〇分の九五

規則別表第二の六の項の下欄のニに掲げる業種 一〇〇分の七〇

規則別表第二の六の項の下欄のホに掲げる業種 一〇〇分の八五

規則別表第二の六の項の下欄のヘに掲げる業種 一〇〇分の一〇〇

規則別表第二の六の項の下欄のチに掲げる業種 一〇〇分の五〇

規則第二項を次のように改める。(経過措置)

2 法附則第二条第一項に規定する特定事業者に係る平成十二年度における法第十二条第一項の再商品化義務量の再商品化については、第一条第一項中「当該年度の前年度の三月末日までに」とあるのは、「特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令(平成十一年厚生省令第一号以下「平成十一年改正省令」という)施行後遅滞なく」とする。

附則に次の一項を加える。

3 規則第四条第四号及び第六号の分別基準適合物に係る平成十二年度における法第十二条第一項の再商品化義務量の再商品化については、第一条第一項中「当該年度の前年度の三月末日までに」とあるのは、「平成十一年改正省令施行後遅滞なく」とする。

附則

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

厚生省令第二号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)第三十五条の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第三十五条の規定に基づく市町村長の申出に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十一年十二月十六日

厚生大臣 丹羽 雄哉
通商産業大臣 深谷 隆司

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第三十五条の規定に基づく市町村長の申出に関する省令の一部を改正する省令

第一項中(特別区の存する区域においては、都知事)を削り、同項第一号中(特別区の存する区域においては、都)を削る。

附則

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

告示

総理府告示第四十六号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第百六十六号)第七十四条の二第一項の規定に基づき、日本原子力研究所法第三十八条の三の規定に基づき内閣総理大臣の権限を科学技術庁長官に委任する告示(昭和四十二年八月一日総理府告示第三十三号)の一部を次のように改正する。

平成十一年十二月十六日

内閣総理大臣 小淵 恵三

第二の一中「第六十一条の五」の下に、「第六十一条の九の二第一項及び第三項」を、「第六十一条の十四」の下に、「第六十一条の二十三の六」を、「第六十一条の十七第二項」の下に、「第六十一条の二十三の二十の規定により準用される場合を含む。」を加え、第二の二中「第六十一条の十九」の下に、「第六十一条の二十三の八第三項、第六十一条の二十三の十二、第六十一条の二十三の十四」を加え、第二の三中「第六十一条の十七第一項」の下に、「第六十一条の二十三の二十の規定により準用される場合を含む。」、第六十一条の二十三の八第二項、第六十一条の二十三の十一第一項及び第二項、第六十一条の二十三の十一第二項及び第三項、第六十一条の二十三の十一第三項及び第六十一条の八の二第一項」に改め、第二の五中「第三十六条の二第三項」の下に、「及び第六十一条の二十三の七第四項」を加え、第二の七中「第六十一条の二十」の下に、「第六十一条の二十三の十五」を加え、第二の九中「第六十一条の二

十」を「第六十一条の八の二第二項、第六十一条の十、第六十一条の二十三の二、第六十一条の二十三の七第一項」に、「第六十一条第五項及び第七項」を「第六十一条第七項、第八項、第十二項及び第十三項」に改め、「第六十一条の二十一」の下に、「第六十一条の二十三の十六」を加え、第二の十中「要請」の下に、「及び第六十一条の二十三の七第一項の実施指示書の交付」を加え、第二の十一中「第六十一条の二十二」の下に、「第六十一条の二十三の十九」を加え、第二の十二中「第六十一条第一項、第二項及び第三項並びに」を「第六十一条の二十三の二十の規定により準用される場合を含む。」、第六十一条第一項、第二項、第三項及び第四項まで及び」に改め、第二の十三中「第六十一条の二十三の規定により準用される場合を含む。」、第六十一条第一項から第四項まで」に、「並びに」を「及び」に改め、第二の十四中「第六十一条第七項」を「第六十一条第十項及び第十一項」に改める。

外務省告示第五百三十三号

日本国政府は、平成十一年十二月四日にウィーンで署名された「核兵器の不拡散に関する条約」第三十一条及び四の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書」の効力発生のための日本国の法律上及び憲法上の要件を満たした旨を、平成十一年十二月十六日に国際原子力機関に通告し、同機関は同日にこの通告を受領した。よって、同議定書は、その第十七条の規定に従い、同日に効力を生じた。

平成十一年十二月十六日

外務大臣 河野 洋平